

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 福祉総務課

許認可等の内容		社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可
根拠法令等及び条項		社会福祉法第50条第3項、第54条の6第2項
標準 処理 期間	根拠条項	内規
	設定等年月日	平成28年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
審査 基準	根拠条項	「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知） 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	
		<p>1 社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可について、次に掲げるいずれかの事由を満たす場合には、合併の認可をする。</p> <p>(1) 合併後消滅する法人の評議員会の決議による吸収合併契約の承認及び合併後存続する法人の評議員会の決議による吸収合併契約の承認</p> <p>(2) 合併後消滅する法人の評議員会の決議による新設合併契約の承認</p> <p>2 根拠条項の欄に掲げる通知を基準とし、次の書類を添付する。</p> <p>(1) 合併後消滅する法人の評議員会の決議による吸収合併契約の承認及び合併後存続する法人の評議員会の決議による吸収合併契約の承認又は合併後消滅する法人の評議員会の決議による新設合併契約の承認の手続又は定款に定める手続きを経たことを証明する書類。（理事会及び評議員会の議事録の写し）</p> <p>(2) 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款</p> <p>(3) 吸収合併又は新設合併により消滅する各法人に係る次の書類</p> <p>ア 財産目録及び貸借対照表</p> <p>イ 負債があるときはその負債を証明する書類</p> <p>(4) 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類</p> <p>ア 財産目録</p> <p>イ 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書</p> <p>ウ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書</p>

	<p>エ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員となるべき者について、社会福祉法施行規則第2条の7第6号、第7号又は第8号に規定する者がいるときは、当該他の各評議員の氏名及び当該他の各評議員との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>オ 評議員となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、社会福祉法施行規則第2条の8第6号又は第7号に規定する者がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>カ 理事となるべき者のうちに、他の各理事となるべき者について、社会福祉法施行規則第2条の10各号に規定する者がいるときは、当該他の各理事の氏名及び当該他の各理事との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>キ 監事となるべき者のうちに、他の各役員となるべき者について、社会福祉法施行規則第2条の11第6号、第7号、第8号又は第9号に規定する者がいるときは、当該他の各役員の氏名及び当該他の各役員との関係を説明する事項を記載した書類</p> <p>(5) 不動産の価額評価書その他市長が必要と認める書類</p>
--	---